平成２８年（フ）第１３１号
釧路市文苑２丁目31番３号
債務者　窪　　浩美
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１４２号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉５丁目３番５－201号
債務者　高玉　淳司
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第８１７号
東京都立川市曙町３丁目27番25号横沢荘Ｃ号
債務者　猪谷　正則
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７１２号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン２－10号棟303号
債務者　加藤　佐季（旧姓橋爪）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１５号
横浜市瀬谷区北新25番地43　メイフェアＧ－101
債務者　鵜野　　誠
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１７号
神奈川県大和市上草柳１丁目５番16号
債務者　吉田奈津子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１８号
神奈川県鎌倉市今泉台４丁目23番10号
債務者　田井　覚人
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１９号
横浜市磯子区森１丁目５番21－302号
債務者　小松久美子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６９８号
横浜市南区大岡３丁目24番５号　五枚荘203
債務者　中山　義春
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０４号
横浜市南区南吉田町５丁目45番地６　ジェミニ吉野町502
債務者　中村喜代明
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６２８号
神奈川県綾瀬市綾西２丁目６番12号　サンハイツ201
債務者　小宮山英樹
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第４６４４号
大阪府門真市島頭４丁目24番20号
破産者　株式会社伊丹建装
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７号
秋田県にかほ市飛字飛ケ崎99番地
破産者　株式会社ＫＳ商事
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第６５１号
川崎市高津区新作５丁目16番４号、前登記簿上の住所川崎市高津区千年新町24番地１メイトリー101号室
破産者　上原工業株式会社
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
川崎市高津区久末511番地70ルミエール久末207
破産者　有限会社徳永興業
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５７６号
名古屋市港区九番町３丁目41番地の５
破産者　株式会社カネテツ工機
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９５９号
名古屋市中村区畑江通２丁目７番地の３　プランドールＮ201号、従前の住所三重県鈴鹿市長太新町１丁目１番５号　エクレールサンエイＢ棟202号
破産者　森永　裕介
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部